施工体制台帳の作成範囲について

平成３１年４月１２日

鳥取県県土整備部県土総務課

建設業・入札制度室

◆　県工事を受注した場合、施工体制台帳の作成に当たっては、下請契約に

「警備業務」がある場合、その内容についても記載することが必要です。

【 説 明 等 】

〇　建設業法の規定（第２４条の７）により、施工体制台帳を作成すべき範囲は、建設工事が対象とされており、運搬や測量等の委託業務に係る契約は対象外となっています。

〇　ただし、県発注の建設工事については、その契約条件として国の取扱いに従い、建設

工事には含まれない「警備業務」もこの作成すべき対象として提出を求めています。

※　警備会社は、工事現場における通行人等の危険防止業務など外部との接触も多く、

発注者、元請企業ともに、特に把握しておくことが重要な情報と考えています。

　〇　なお、この国の取扱いにおいては、警備業務について記載すべき事項として、「警備会社

の商号又は名称、現場責任者名、工期」を示しています。施工体制台帳は建設工事を前提

とした様式になっており、現場責任者名の記載欄が設けてありませんので、便宜的に現場代理人名等の欄に記入してください。

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（参考）

　【現場説明書（一般的事項）：抜粋】

　　１ 仕様書の適用について

この契約において適用する仕様書は、特に定めのない限り「鳥取県土木工事共通仕様書」（平成24年１月24日付第201100158002号県土整備部長通知）とする。

　【鳥取県土木工事共通仕様書：抜粋】

　　１－１－１０　施工体制台帳

１．一般事項

　　　　受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年３月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

　【施工体制台帳に係る書類の提出について：抜粋】

　　（別紙）３． 記載すべき内容

(1) 建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事項

(2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名

(3) 監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している

場合のみ）の顔写真

(4) 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期